西宮市立保育所食材料費滯納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立保育所完全給食実施要綱及び西宮市立保育所副食費徴収要綱(以下「要綱」という。)に定める米飯給食保護者負担金及び副食費(以下、「食材料費」という。)の滞納対策事務について必要な事項を定め、滞納食材料費の解消と適正な管理を図るものとする。

(督促)

第2条 要綱に定める納期限までに食材料費の納付がない場合は、納期限の翌月25日までに「督促状(兼)催告書」(様式第1号)を送付し、食材料費の督促を行う。

(催告)

第3条 第2条により督促をしたにもかかわらず、指定した納期限までに食材料費の納付がない滞納者に対しては、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行う。

- (1) 文書による催告
- (2) 電話による催告
- (3) 臨戸訪問による催告

(分納制度)

第4条 経済的事情又はその他の事由により食材料費の納付が困難であると認められる者に対しては、納入義務者に「納付誓約書」(様式第2号)を提出させることにより、分割納付を適用することができる。

2 前項により適用した分納について、納入義務者の生活状況に改善が見られた場合、又は「納付誓約書」で定めた納付期限までに納付がない場合、分納の全部又は一部を取消す ことができる。

(申出徴収)

第5条 第3条に規定する納付催告等により滞納者からの申出があれば、児童手当法(昭和46年法律第73号、以下「法」という。)第21条の規定により、児童手当の支払があった際に当該児童手当の額の全部又は一部を食材料費として徴収することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月31日より施行する。